

## 碧南市普通財産の売却応募要領

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 抽選（第3条～第10条）

第3章 入札（第11条～第19条）

第4章 先着売払（第20条～第27条）

第5章 契約（第28条～第31条）

第6章 所有権移転（第32条・第33条）

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、碧南市普通財産土地売り払い等に関する事務取扱要綱に基づき碧南市が所有する普通財産の土地（以下「土地」という。）を一般公募により売却する場合について必要な事項を定めるものとする。

（参加申込者募集）

第2条 市長は、土地を公開抽選（以下「抽選」という。）又は一般競争入札（以下「入札」という。）により売却しようとするときは、抽選参加申込み又は入札期日の受付開始日の日から起算して少なくとも7日前までに、次に掲げる事項を広報へきなん及び碧南市ホームページに掲載して募集しなければならない。

2 抽選参加申込み又は入札期日の受付期間内に申込みが無かった場合で、引き続き、先着売り払いにより売却しようとするときは、碧南市ホームページに掲載して募集しなければならない。

- (1) 抽選又は入札又は先着売払の参加申込み受付期間及び場所
- (2) 抽選又は開札又は先着売払の日時及び場所
- (3) 土地の所在、地目、地積、形状及び売却価格又は最低制限価格
- (4) 抽選参加保証金の額、入札参加保証金の額又は先着売払参加保証金の額
- (5) その他土地売却のために必要な事項

#### 第2章 抽選

（抽選参加の申込み）

第3条 抽選に参加しようとする者（以下「抽選参加者」という。）は、前条第1号に規定する期間内に、抽選参加申込書（様式第1号）に個人は住民票（世帯全員記載のもの）を、

法人は資格証明書を添えて市税等納税証明書とともに市長に提出しなければならない。

- 2 抽選は、抽選参加者本人により行うものとする。ただし、委任状を有する代理人が抽選を行う場合はこの限りではない。

(抽選参加の制限)

第4条 同一の世帯人及び法人は、同じ市有地に複数の抽選参加の申込みをすることができない。また、抽選参加日に複数の土地の参加申込みすることはできない。

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者は、抽選に参加することができない。
- 3 抽選参加者は、他人の代理を兼ねることはできない。
- 4 代理人により抽選を行う場合、代理人は2人以上の代理をすることはできない。
- 5 市税等の滞納がある者は抽選に参加することができない。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があると認められる者は抽選に参加することができない。

(抽選参加保証金)

第5条 第2条第4号の抽選参加保証金の額は1万円とし、抽選日の会場受付で納付するものとする。

- 2 前項の保証金は、当選者を除く参加者には抽選終了後直ちに還付し、当選者は、売買代金の一部として担保するものとする。なお、この保証金には利息を付けない。
- 3 市長は、第10条の規定により譲受人決定の取り消しをしたときは、前項の保証金は当選者に還付をしない。

(抽選の無効)

第6条 抽選参加申込書に虚偽の記載及び記載漏れ等があった場合は、その抽選参加者の抽選は無効とする。

(抽選の方法)

第7条 抽選は、抽選事務に関係のない2人を立会いのうえ、公開抽選で行うものとする。

(譲受人の決定)

第8条 市長は、前条の公開抽選により当選者及び次点者を選出し、譲受人を決定するものとする。ただし、申込者が1人のときは、その者を当選者とする。

- 2 前項の規定により譲受人を決定したときは、速やかに土地譲受人決定通知書（様式第

2号)により当選者に通知するものとする。

3 当選者が第10条の規定により取り消されたときは、次点者を繰り上げて当選者とする。なお、次点者の効力は、当選者が土地の売買契約書を締結したときに消滅するものとする。

(譲受人決定の辞退)

第9条 前条第2項の通知を受けた当選者は、譲受人の権利を放棄しようとするときは、土地譲受人決定辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(譲受人決定の取消)

第10条 市長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、土地譲受人決定を取消しすることができる。

- (1) 抽選参加申し込み虚偽又は不正があったとき
- (2) 前条の規定による土地譲受人決定辞退届があったとき
- (3) 第28条第1項の規定による期限までに契約を締結しないとき
- (4) 正当な理由がなく、この要領に違反したとき

2 市長は、前項の土地譲受人決定を取消したときは、土地譲受人決定取消通知書(様式第4号)により、譲受人に通知するものとする。

### 第3章 入札

(入札参加の申込み)

第11条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、第2条第1号に規定する期間内に、入札参加申込書(様式第5号)に個人は住民票(世帯全員記載のもの)を、法人は資格証明書を添えて市税等納税証明書とともに市長に提出しなければならない。

2 入札は、入札参加者本人により行うものとする。ただし、委任状を有する代理人が入札を行う場合はこの限りではない。

(入札参加の制限)

第12条 同一の世帯人及び法人は、同じ市有地に複数の入札参加の申込みをすることができない。

2 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、入札に参加することができない。

3 入札参加者は、他人の代理を兼ねることができない。

- 4 代理人により入札を行う場合、代理人は2人以上の代理をすることはできない。
- 5 市税等の滞納がある者は入札に参加することができない。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があると認められる者は入札に参加することができない。

(入札参加保証金)

第13条 第2条第4号の入札参加保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額に相当する金額を、入札日の受付前までに納付するものとする。

- 2 前項の保証金は、落札者を除く参加者には入札終了後直ちに還付し、落札者は、売買代金の一部として担保するものとする。なお、この保証金には利息を付けない。
- 3 市長は、第19条の規定により譲受人決定の取り消しをしたときは、前項の保証金は落札者に還付をしない。

(入札の無効)

第14条 入札参加申込書に虚偽の記載及び記載漏れ等があった場合は、その入札参加者の入札は無効とする。

(入札の執行)

第15条 入札及び開札は公開とするとともに、入札事務に関わらない2人を立ち合わせて執行するものとする。

- 2 入札参加者は、入札書(様式第6号)に金額及び必要事項を記載し、封かんして入札しなければならない。

(落札の決定)

第16条 落札は、最低制限価格を超えたもののうち、最高価格の入札参加者をもって決定する。

- 2 落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

(譲受人の決定通知)

第17条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに土地譲受人決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(譲受人決定の辞退)

第18条 前条の通知を受けた譲受人は、譲受人の権利を放棄しようとするときは、土地譲受人決定辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(譲受人決定の取消)

第19条 市長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、土地譲受人決定を取消しすることができる。

- (1) 入札参加申し込みに虚偽又は不正があったとき
- (2) 前条の規定による土地譲受人決定辞退届があったとき
- (3) 第28条第1項の規定による期限までに契約を締結しないとき
- (4) 正当な理由がなく、この要領に違反したとき

2 市長は、前項の土地譲受人決定を取消したときは、土地譲受人決定取消通知書(様式第4号)により、譲受人に通知するものとする。

#### 第4章 先着売払

(先着売払参加の申込み)

第20条 先着売払に参加しようとする者(以下「先着売払参加者」という。)は、第2条第1号に規定する期間内に先着売払参加申込書(様式第7号)に個人は住民票(世帯全員記載のもの)を、法人は資格証明書を添えて市税等納税証明書とともに市長に提出しなければならない。

2 申込みは、先着売払参加者本人により行うものとする。ただし、委任状を有する代理人が申込みを行う場合はこの限りではない。

(先着売払参加の制限)

第21条 同一の世帯人及び法人は、同じ市有地に複数の先着売払参加の申込みをすることができない。

2 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、先着売払に参加することができない。

3 先着売払参加者は、他人の代理を兼ねることができない。

4 代理人により先着売払を行う場合、代理人は2人以上の代理をすることはできない。

5 市税等の滞納がある者は先着売払に参加することができない。

6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があると認められる者は先着売払に参加することができない。

(先着売払参加保証金)

第22条 第2条第4号の先着売払参加保証金の額は1万円とし、申込み日の会場受付で納付するものとする。

2 前項の保証金は、当選者は、売買代金の一部として担保するものとする。なお、この保証金には利息を付けない。

3 市長は、第27条の規定により譲受人決定の取り消しをしたときは、前項の保証金は当選者に還付をしない。

(先着売払の無効)

第23条 先着売払参加申込書に虚偽の記載及び記載漏れ等があった場合は、その先着売払参加者の申込みは無効とする。

(先着売払の方法)

第24条 先着売払は、申込書の提出によるものとする。

(譲受人の決定)

第25条 先に申込書を提出した先着売払参加者をもって譲受人と決定する。ただし受付開始時において先着売払参加者が2人以上あるときは、くじ引きで譲受人を決定する。

2 前項の規定により譲受人を決定したときは、速やかに土地譲受人決定通知書(様式第2号)により当選者に通知するものとする。

3 当選者が第27条の規定により取り消されたときは、次点者を繰り上げて当選者とする。なお、次点者の効力は、当選者が土地の売買契約書を締結したときに消滅するものとする。

(譲受人決定の辞退)

第26条 前条第2項の通知を受けた当選者は、譲受人の権利を放棄しようとするときは、土地譲受人決定辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(譲受人決定の取消)

第27条 市長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、土地譲受人決定を取消しすることができる。

- (1) 先着売払参加申し込み虚偽又は不正があったとき
- (2) 前条の規定による土地譲受人決定辞退届があったとき
- (3) 第28条第1項の規定による期限までに契約を締結しないとき
- (4) 正当な理由がなく、この要領に違反したとき

2 市長は、前項の土地譲受人決定を取消したときは、土地譲受人決定取消通知書(様式第4号)により、譲受人に通知するものとする。

## 第5章 契約

(売買契約の締結)

第28条 第8条第2項及び第17条及び第25条の規定により譲受人決定通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して90日以内に、次に掲げる事項を記載した不動産売買契約書を締結しなければならない。

- (1) 売買物件の表示
- (2) 売買代金及び納付期日
- (3) 契約不履行の場合における契約解除及び違約金
- (4) 所有権移転及び物件引渡しの時期
- (5) 所有権移転の登記
- (6) 前各号に掲げるもののほか売買契約に必要な事項

2 市長は、前項に規定する売買契約を締結しない者については、譲受人の決定を取り消すものとする。

(売買代金の納付)

第29条 前条第1項の規定により売買契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、締結した日の翌日から起算して30日以内に売買代金を市長に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(土地の引渡し)

第30条 市長は、契約者が売買代金を納付後、当該市有地を契約者に引き渡すものとする。

(契約の解除)

第31条 市長は、次のいずれかに該当するときは、売買契約を解除することができる。

- (1) 第10条又は第19条又は第27条の規定に違反及び契約条項に違反したとき
- (2) 契約者から契約の解除の申出（様式第8号）があったとき

2 前項の規定により売買契約を解除したときは、不動産売買契約解除通知書（様式第9号）により契約者に通知するものとする。

3 第1項の規定により売買契約を解除したときは、違約金として抽選参加保証金、入札参加保証金又は先着売払参加保証金は還付しない。

## 第6章 所有権移転

(所有権の移転)

第32条 売買物件の所有権は、契約者が売買代金を全額納付したときに移転するものと

する。

(所有権移転の登記)

第33条 市長は、第30条の規定による土地の引き渡し完了後、売買物件を契約者名義に所有権移転登記の嘱託をするものとする。

2 前項の登記の嘱託に要する全ての費用は、契約者の負担とする。

3 市長は、第1項の登記が完了したときは、速やかに登記済証を契約者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日から施行する。



碧南市普通財産譲受「抽選参加申込書」

碧南市長 禰亘田 政信 殿

次の物件について、碧南市普通財産の売却応募要領及び抽選のご案内を承諾のうえ、抽選参加を申し込みます。

<抽選参加物件の表示> 碧南市

土地の所在	地番	地目	地積	売買金額（円）
町 丁目	番	宅地	m <sup>2</sup>	

なお、次のとおり碧南市普通財産の売却応募要領第4条に規定する抽選参加の制限に該当する者ではないことを宣誓いたします。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者ではない。
- 市税等の滞納がある者ではない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者ではない。

令和 年 月 日

(申込者) 住所  
氏名  
(共有持分)

印

電話 ( ) -

(注意) ①個人で申込み場合は住民票（世帯全員記載のもの1通）、法人の場合は資格証明書（1通）を添付 ②市税等納税証明書を添付

令和 年 月 日

殿

碧南市長 禰宜田 政信

### 土地譲受人決定通知書

市有地をあなたに売却することに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

<物件の表示> 碧南市

土地の所在	地番	地目	地積	売買金額（円）
町 丁目	番	宅地	m <sup>2</sup>	

1 契約日及び場所

令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

碧南市役所 総務部 資産活用課までお越してください。

2 持参するもの

(1) 契約書貼付用収入印紙 \_\_\_\_\_円分（収入印紙は郵便局(株)で購入できます）

(2) 実印

(3) 印鑑証明書（1通）

3 売買代金（残金）の納入期限

残金、\_\_\_\_\_円を令和 年 月 日（ ）までに納入

（抽選・入札・先着売払参加保証金1万円を差引いた額）

4 売却決定の取消

指定期日に契約を締結されないときは、売却決定を取り消します。なお、抽選参加保証金、入札参加保証金又は先着売払参加保証金の1万円は碧南市に帰属するものとし、還付はいたしません。

令和 年 月 日

碧南市長 禰亘田 政信 殿

譲受人 住所

氏名

⑩

## 土地譲受人決定辞退届

令和 年 月 日付けで、土地譲受人決通知書を受けましたが、下記により譲受人としての契約をすることができないので、辞退届を提出いたします。

### 記

#### 1 契約辞退の理由

#### 2 違約金（抽選参加保証金・入札参加保証金・先着売払参加保証金）

売買代金として担保いたしました1万円は、碧南市普通財産の売却応募要領第 条第 項の規定に基づき、違約金として返還されないことを承諾しています。

#### 3 物件（土地）の表示

- (1) 土地の所在
- (2) 地目
- (3) 地積
- (4) 売買金額

令和 年 月 日

譲受人

殿

碧南市長 瀬垣田 政信

## 土地譲受人決定取消通知書

令和 年 月 日付で、土地譲受人決定通知をいたしましたが、下記により貴殿と契約をすることができないので、この決定を取り消いたします。

### 記

1 取消しの理由

2 違約金（抽選参加保証金・入札参加保証金・先着売払参加保証金）

売買代金として担保いたしました1万円は、碧南市普通財産の売却応募要領第 条第 項の規定に基づき、違約金として返還いたしません。

3 物件（土地）の表示

- (1) 土地の所在
- (2) 地目
- (3) 地積
- (4) 売買金額

碧南市普通財産譲受「入札参加申込書」

碧南市長 禰亘田 政信 殿

次の物件について、碧南市普通財産の売却応募要領及び入札参加のご案内を承諾のうえ、入札参加を申し込みます。

<入札参加物件の表示> 碧南市

土地の所在	地番	地目	地積	最低制限金額（円）
町 丁目	番	宅地	m <sup>2</sup>	

なお、次のとおり碧南市普通財産の売却応募要領第12条に規定する入札参加の制限に該当する者ではないことを宣誓いたします。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者ではない。
- 市税等（国税・県税・市税等）の滞納がある者ではない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者ではない。

令和 年 月 日

（申込者） 住 所  
氏 名  
（共有持分）

印

電 話 （            ）            -

（注意）①個人で申込む場合は住民票（世帯全員記載のもの1通1通）、法人の場合は資格証明書（1通）を添付 ②市税等納税証明書を添付

# 入 札 書

碧南市長 禰宜田 政信 殿

(入札者) 住 所

氏 名

⑩

下記のとおり、入札します。

## 1. 入札参加物件の表示

土地の所在	地 番	地 目	地 積	最低制限金額（円）
碧南市 町 丁目	番	宅 地	m <sup>2</sup>	

## 2. 入札金額 （上記の最低制限金額以上の額を記入してください。）

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注意）入札書は封筒に入れて封印してください。

封筒の表面は「入札書」、裏面には「住所・氏名」を記載してください。

碧南市普通財産譲受「先着売払参加申込書」

碧南市長 禰亘田 政信 殿

次の物件について、碧南市普通財産の売却応募要領及び先着売払のご案内を承諾のうえ、先着売払参加を申し込みます。

<先着売払参加物件の表示> 碧南市

土地の所在	地番	地目	地積	売買金額（円）
町 丁目	番	宅地	m <sup>2</sup>	

なお、次のとおり碧南市普通財産の売却応募要領第21条に規定する先着売払参加の制限に該当する者ではないことを宣誓いたします。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者ではない。
- 市税等（国税・県税・市税等）の滞納がある者ではない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者ではない。

令和 年 月 日

（申込者） 住 所

氏 名

⑩

（共有持分）

電 話 （            ）            -

（注意）①個人で申込む場合は住民票（世帯全員記載のもの1通1通）、法人の場合は資格証明書（1通）を添付 ②市税等納税証明書を添付

令和 年 月 日

碧南市長 禰亘田 政信 殿

契約者 住所

氏名

⑩

## 不動産売買契約の解除申出書

令和 年 月 日付けで碧南市と不動産売買契約書を締結しましたが、  
下記により契約解除したいので、申し出いたします。

### 記

#### 1 契約解除申出の理由

#### 2 違約金（抽選参加保証金・入札参加保証金・先着売払参加保証金）

売買代金として担保いたしました 円は、碧南市普通財産の売却  
応募要領第31条第3項及び契約書の規定に基づき、違約金として返還されな  
いことを承諾しています。

#### 3 物件（土地）の表示

- (1) 土地の所在
- (2) 地目
- (3) 地積
- (4) 契約金額



令和 年 月 日

契約者

殿

碧南市長 禰亙田 政信

## 不動産売買契約の解除通知書

令和 年 月 日付けで貴殿と不動産売買契約書を締結しましたが、下記により契約を解除します。

### 記

#### 1 契約解除の理由

#### 2 違約金（抽選参加保証金・入札参加保証金・先着売払参加保証金）

売買代金として担保いたしました 円は、碧南市普通財産の売却応募要領第31条第3項及び契約書の規定に基づき、違約金として返還いたしません。

#### 3 物件（土地）の表示

- (1) 土地の所在
- (2) 地目
- (3) 地積
- (4) 契約金額